

# 茨木市の指定文化財

茨木市指定文化財（有形文化財 絵画）

## 紙本著色 総持寺縁起絵巻



(第8段)

- ◇所在地 茨木市総持寺
- ◇指定番号 絵第4号
- ◇指定年月日 平成30年12月21日

総持寺縁起絵巻は、総持寺の本尊十一面千手観音像の造立と、寺院建立の由来を語るもので、詞9段、絵8段となっています。既に市指定となっている海北友雪筆・総持寺縁起絵巻と、詞書の内容の異動はごく僅かで、絵は1段から第7段までは友雪本を踏襲しています。ただし、第8段は独自の画面構成となり、左上に総持寺の伽藍を描き、右下に行幸の行列を描いています。

奥書には各段の詞書を記した公家の名前が記されており、また、制作に長い歳月を費やしたことなどの経緯が記されています。さらには、享保12年（1727年）の年紀も記されています。

本絵巻の絵の筆者は判明しませんが、大和絵系の画派である土佐派の絵師が描いたと考えられます。

総持寺縁起絵巻は、総持寺が制作したことが明らかな作品で、外題や詞書の筆者、制作時期が判明する点でも貴重です。保存状態も良好で、料紙には金粉や金砂子などが蒔かれ、美しい仕上がりとなっています。美術的にも大変価値の高い作品です。

総持寺縁起絵巻は地域の歴史と文化を語る上で欠くことができないものとして指定されました。